

「刺す」
寸鉄人を刺す 云123
こと

3941 15行
3,956

いふか
金明天皇の場合！
4,242 2行
3950 6 我が国に倭王はいない

ほうせん元
果然 2019

いせい元
973。文けすむ 880
1292
3950 5

合に、使者達は震えあかつた。
てて国書をいたためられたのか
隋からの使者は、多利思比孤（聖徳太子）
の憤りに驚愕した。
多利思比孤（聖徳太子）の流れるような弁
舌はさらに続いた。
「あなた方、あなた方が携えてこられ
た書は、我国の天子に宛てた国書ではない。
従って、あなた方は、我国日本国にとつ
て正当な客人ではない、ということになる」
言葉は穏やかだが、寸鉄人を刺す鋭い気
合に、使者達は震えあかつた。

聖徳太子は、果然としている裴世清に、厳
しくこう仰せられた。
「我が国は、国名を日本国と改めた。ま
た我が国の天子の称号を日本王と改めた。ま
だ天皇と改称した。貴国の天子は、そのこと
を承知していない。何故あえて現在在
在しない日本王に宛

45.4.10 (土) 高麗 紀上 339P 2行 高麗人の出兵 要請 3957 3.957P

新明報の高麗人のことば 4243P

「何とてでも」 396P 12行 「も」6行 何

結語 結語 結果 結語 結果 結語 結果

結語 へたしかに、怒ろいことだが、
何の爲にこんな遠くの国へ来たのだうか
しかしながら、隋煬帝の密命を帯びた裴世清は
「どうあうとく 朝命を果たさなければならぬ」
と思つた。裴世清は、狼狽しながらも辛うじて
隋国の威厳を保ち、こう言つた。
「国の名を変えろ」という重大な事を、中
華の国の承諾も得ずに軽々しく行なつてよいも
のであらうか。我國は、未だ日本国と
う新たな国を認可した訳ではない。
日本国と、いう国号を認めるに當つては
条件がある。高句麗へ兵を出して、成果があ
つた時に承認するとは、いよう。
「待たれよ。我が日本国は、貴国、隋
国の属国でもなければ、庇護のもとにある
わけでもない。何故、我が国家の国名を改める
に當つて、貴国の許可を要するというのか。また、我が
国と高麗国とは盟友である。貴国の爲に、我が
国が高麗国へ出兵せねばならないのだ。そんなことなど出来ぬ」
裴世清は、多利思比孤（聖徳太子）のあま

「こと」 前 19行

恐ろしい

字アキ

りの激しさに、

へ隋国と倭国（日本国）との間には、決裂状

態になった。

と思った。

ここのところ、先述のよう、日経籍後伝記

には、

「聖徳太子、甚だその天子の号を黜け、倭

王と為すを悪みて、その使を賞です」

と記されてゐる。

一見、聖徳太子は、倭王と

記されてゐる国書を憎み、そしてまた裴世清

の態度に驕れる者の傲慢さがあつたからであ

うか、その使者に対して好意的な接し方を

されなかつた。ようにも受け取る。

しかし、真相は、たんなる個人的な感情について

述べてゐるわけではあるまい。

我が国は、国号を倭国から日本国へと改め、

又、日本国は、高句麗への派兵を行なぬ

聖徳太子は、

天皇と云う天子の号を黜け、倭王（倭国の王）

と為す隋からの国書を悪んで、その非なることを明

確にし、

563. 3.25 (金) 晴 天
 天気がよく、空は青い。824°

(2) ↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑
を、決然とて拒まれた。のであろ
うと思わゆる。

■だから「隋煬帝(在位六〇四〜六一八)」は、その後再度使者
着き日本国へ派遣して高句麗の背後を攻めるように仕向けた。
かつたのだらうかと想像するが、

■あるいは聖徳太子と裴世清とのみ醜を高句麗から
訪日した使者達が目撃したのかも知れない。

上洛

「朝命もはたさず、このまま帰国すること
になるのか。皇帝に、何と報告すればよいの
か」
難波の隋館で、むなく途方にくれる裴
世清の面差に――横柄な態度で
威容を取り繕っていた数日前までのあの虚勢
は、もはや見られなかった。

へあ―これでもうおーまいだ。この
国へ来たばかりに、私の行末は×千や×千や
になっ―まっただけ。

※なお、当然、一國書は「裴世清へ返却されていたに相違ない」

改行

■ そんなとき、掌客の一人が丁重にこう言っ
た。

(接待係)

「船の用意が出来ておりますので、恐れ入
りますが御乗船の御仕度をお願い致しとう存
います」

■ こうして悲世清らは、再び船上の人とな

り、長い長い船旅を続けた。■ 飲む酒はほろ苦く

毎日が心の重い日々が続いてだった。

■ 「それにしても、この船は、もと来た方へ
戻っているのだろうか。————いや」

何となく、そうでないような気がする」

■ 誰かが、少々不審そうにつぶやいた。

■ しかし、酒杯を傾けつづける酔客達にとっ

て———そのような些細なことなど、もうと

うでもよいとさえ思われた。

■ やがて船は、豊国に着いた。

■ 「それでは、これより陸路をとって我が国

の天子がおいで为天(阿每)の都へまいりま

しょう」

■ 掌客のその言葉に、悲世清は驚いた。

「いま何と申した。これから、もう

紀上289 注20
11の空国 紀上140
ほうばく 2022 山道 2236
荒膜 山道 2236
ないうま

3922 1/3
137
608 3951
-600
8

3.961P
天つき

一つの前年の都へ行くというのか
八年前の都へ行くといふのか
開皇二十年（六〇〇）に隋の
都へやってきた倭王の使いの者が、
「倭王は天を以って兄と爲し、日を以って
弟と爲す」と言っていたことをふっと思ひ出した鴻臚寺
の掌客、文林郎裴世清は、
「へそうか。これから天の天子の都へ兄の
都へまいるのだな」と合点し、うなづいた。
すっかり気落ちしていた先ほどの様子
は、どこへやら、裴世清は、
「今度こそ、何としてでも朝命を果したい」と
と意気込んで、輦の人となり、天空高く
聳え立つ阿蘇山への山道を登っていった。
時はずでに、秋八月となっていた。
丘また丘が連なり、ただただ荒漠といた
原野が広がる。脊稜の空国を行く裴世清ら
は、やがて、直入郡に入った。
なお、延喜民部式・和名抄に豊後国直入郡
とあり、今の大分県直入郡・竹田市および熊

地籍
1107

地籍
941P

隋書 ④3947 6月15日
75 末2行 ④3944 左2行 3953 1行
④3951 2行 ④3948 3/3 2行 末
小林 3962P

563.3.26 H (6) 紀上 290
④3945 豊後口の海石榴市 注3
18行 末2行 ④3947 8行

紀上 289 注24 紀上 289P 注24 凡記 363 部の北と記
④3947 8行 ④3948 3/3 2行 末

凡記 522P

日本古典文学大系、岩波書店、二八九頁、注二〇参照

本県阿蘇郡の一部を擁していたという。(日本書紀上)

また、景行紀十二年十月糸等から推察する

と、直入郡の九住高原あたりに来田見邑があり、

来田見邑の近くに海石榴市というところ

があったようである。(日本書紀上) 日本古典文学大系、岩

波書店、二九〇頁、注三、風土記、日本古典文学大系、岩波書店、三六四頁、注十二

もしかしたら、豊後国の海石榴市は東西を結ぶ要

路上にあつて、しかも北へ通ずる交通の分

岐点となつていたのでなかろうか。

そしてまた、大倭国の都を中心とする日本列島の畿

内と、宇佐国を中心とする東国との境

界線が、阿蘇郡と直入郡との境

とされていたのかも知れない。

さて、八月三日に、隋の客等は、その境界

線を越えて、京(京畿)みやこ付近の地に入

つた。八月三日、推古天皇は、飾り馬七十五匹を遣

わいて、隋の客人を海石榴市に迎えら

れた。(紀)

参考次に述べると、

① 裴世清らが(六月十五日に難波津に)着い

41ル 3940^{1/2}
3945¹⁷行

紀下191¹料 3,963³

3946⁷ 紀下190⁷
たかに 3926⁷ 天を新 4行

隋書 75⁷
3944⁵ 下げる

て「後十日」に二百餘騎を従え郊勞したとい
う。大禮可多毗（隋書倭国伝）と、
②裴世清らが六月十五日に難波津に着いて約
一個月半後の「八月三日」に「飾騎七十五匹を
従えて」「海石榴市」の術に出迎え、挨拶した
という。額田部連比羅夫（紀）とは、
同一人物なのであろうといわれている。（岩
波文庫、四三七〇、七六頁、注三参照）
なるほど、同一人の可能性が高そうである。
へ大禮可多毗（「額田部連比羅夫」が、東
と西の合せて二回、多くの馬を従え郊勞し
た。
のかも知れない。
＊なお、二年後の推古紀十八年（六一〇）十
月八日条に、
「額田部連比羅夫に命せて、新羅の客迎（
る）莊馬の長とすし
とある。
八月三日の是の日、隋の客等は、京（京都）
府といつたような、大きな意味での京の地、
肥後国を指すのであろう」に入った。（第七十四章「難波
での出迎えの儀式」の項において既述）

小料 982⁷

H30(2018)10.8(月)~10.9(5回)
正 806P
二左馬 紀下190
陽

3,964P

④3729P
④3805P

陽書後73P
④3805P

たえま ち
絶間 1354P
縁云 1946P

外輪山の縁に立つと、眼前に、阿蘇の五岳の
雄大な眺望があった。絶え間なく、もくもく
と立ち昇ってゆく黒煙が下天と地を繋いでい
るように見えた。ふーむ。あゝが阿蘇山かし
所司の報告書に、阿蘇山有り。其の石下故無くして火起り
天に接する者。俗以って異と爲し。因って禱
祭を行ふ。と記されていたことを、悲世清は思
ひ起して、
見を前にして、その成否を気遣わしく思う。悲
世清に、心の余裕は無かった。阿蘇谷の
目も眩むような断崖絶壁を下り、
底に降り立つと、気を引き締め、
の都へと旅路を急いだ。阿蘇谷の
旗旗が風にひらめき、鼓楽が谷間に響いた。
の華やいた音。

75騎
前反44

紀元151P
小室の宮
紀元180P注2

△由38080-3/5295
タイV④3947P④3.9480-1/355
↑④

通第④3962P左

3,965P-1/2
④3807P195

隋書倭67P注3

靡とあるが、靡の誤りである、という

高第地 阿蘇谷
= 南御谷

に地形的に相当する肥後国タクマが原の台地に
へ「天高市」の神代紀(第九段一書第二)
「か」の物語において「
王と為すを悪む」の項において「既述」
「う」と「考えられて」(第七十四章倭)
奈良県高市郡明日香村飛鳥の地にあったのだ
「な」の項において「と解される」
「聖徳太子の頃」の「邪摩埴」と呼ばれるように
「という名であつた地」
「曹魏の頃」(「隋書倭国伝」参照)
「則ち魏志のいわゆる邪馬臺である」
「其のあたりは東高」
「西流」
「裴世清」
「阿蘇谷」
「小室田宮」
「隋館」

(ニ)

608
-600

3965²-2/2

小堀田宮
③3835²-2/2

小堀田宮
③3960¹18行「天の都」

③3948²-2/3 5 Feb
③4231¹4368¹
③3808²-2/2

上^{うへ}に^へ日^ひ小堀田宮^{こほりだのみや}はあつた
と仮^{かり}定^{せい}いた^い。
裴^{はい}世^{せい}清^{せい}らは^はタクマが原^{はら}のなだらかな坂^{さか}道^{みち}
を^を西^{にし}へ西^{にし}へと降^{くだ}つて^いつた。
「やや^あれは何^{なん}だ^だし^し」
「日本^{にっぽん}國^{こく}の天子^{てんし}がお住^{すま}まいになつておら^らい^い」
「^ああ、天^{あめ}(阿^あ每^{まひ})の都^{みやこ}でござ^{ござ}います^す」
左^{ひだり}手^ての遠^{えん}方^{ほう}に^へ外^{がい}郭^{かく}城^{じやう}の北^{きた}壁^{へき}および東^{とう}壁^{へき}が^は
ど^どこま^までも真^ま直^{ちよく}ぐ延^{のび}びて^いた^た。
へ^へこ^この長^{ちやう}大^{だい}な城^{じやう}郭^{かく}さ^さどう解^{かい}釈^{しやく}たら^らよ^いい
の^のだ^だらう^うか^か✓
裴^{はい}世^{せい}清^{せい}は^は驚^{おどろ}き^きあ^あや^やし^しん^んだ^だ。
八^{はち}年^{ねん}前^{ぜん}(六^{ろく}〇〇)へ^へ隋^{ずい}の都^{みやこ}へ^へ朝^{ちやう}貢^{きよう}のた^ため^めに^に
や^やつて^てきた^た倭^{やまと}國^{こく}から^らの使^し者^{しや}は^は「城^{じやう}郭^{かく}無^なし」
と^と言^いつた^た。
「^{また}数^{すう}日^{じつ}前^{まえ}に訪^{おも}つた^た東^{ひがし}の多^た利^り思^し比^ひ孤^この都^{みやこ}」
に^に「城^{じやう}郭^{かく}は^は無^なか^かつた^た」
城^{じやう}柵^{さく}を^を周^{しう}圍^いに^にめ^めぐ^ぐら^らせ^せて^てい^いて^て「^ああ、天^{あめ}の國^{こく}の都^{みやこ}は^は一^{いち}大^{だい}都^と城^{じやう}の觀^{かん}」

どこかで見え
目をやめて

新羅の朝貢
「阿加」の河辺の館4002

紀元902年 3966

目を見つめて見詰める
裴世清は下
城壁をぐるりと廻って
南の門から城内

へ入るつもりだな
と内々思った。

だが、そうではなかつた。

建つて新築されたばかりの隋館へと到つた。

あえて泊ると

へ隋の客等の為、近畿の難波の隋館ばかり

でなく、宇土半島基部北岸にも隋館を造営し

たのであうと想像される。

H5.4.11 日
H8.12.31 火
H28.11.22 火

3,967^P

せり 更に 11月か 483 サラニ、マ
大に 1101 サラニ 4270 ②
紀下190²297

えた

*

推古紀十六年四月条には、
唐（隋）の客の爲に、更、新（新）き館（館）を難
波の高麗館の上に造る。
とある。
宇土半島基部北岸の住吉あたり、高麗館の
上に、
有明海や雲仙岳や熊ノ岳（金峰山）などが見
えた。
手厚く請い入ら
れた部屋からは、松原（松原）に、風光明媚な
有明海や雲仙岳や熊ノ岳（金峰山）などが見
えた。

ニうけい
光景 734^P

(こ)

いへい 数々 48⁸ 8⁸
守衛

大興城 3774^P

様→ 63.3.28(月) 改訂

打ちこ

下の時を流るる 192^P

3968^P - 1/2

すぐ 1188^P
優る

らほう 2301^P
羅城 城の外部

まんめえ
更中 2101^P

3836^P
4309^P

小堀田宮の構想について

八月十二日
参内した。
隋の客人達は、小堀田宮に

はるかに見霽かすばかりに長大な城柵南
面の丁度真中に聳え立つ城門(羅城門)を通つ
て、裴世清らは外郭城の内へ入った。

すると、大道が北へ真直ぐ伸びており、
その大道の突当り中央正面に、まさしく中
国風の様式をもつ宮城が、燦然といた威光を
放っていた。(第462図) 推古朝の小堀田宮想像図(参照)

それは、隋都長安の宮城に比べてさえ、
優るとも劣らないものがあった。

煌びやかな宮城城壁の南面には、重
厚なかまえを見せる四つの門が肅然と並んでおり、兵達
がいかにめく守衛していた。

合計十二の門があるという。

裴世清は、驚きをかくすことが出来なかつた。

それはまた思

コケヨ ケー20 20X20

3774 大興城 668

396304 2月3日 75匹を獲えツバネに放出

同図/see! ④ 4083^P - 3/3 あたり

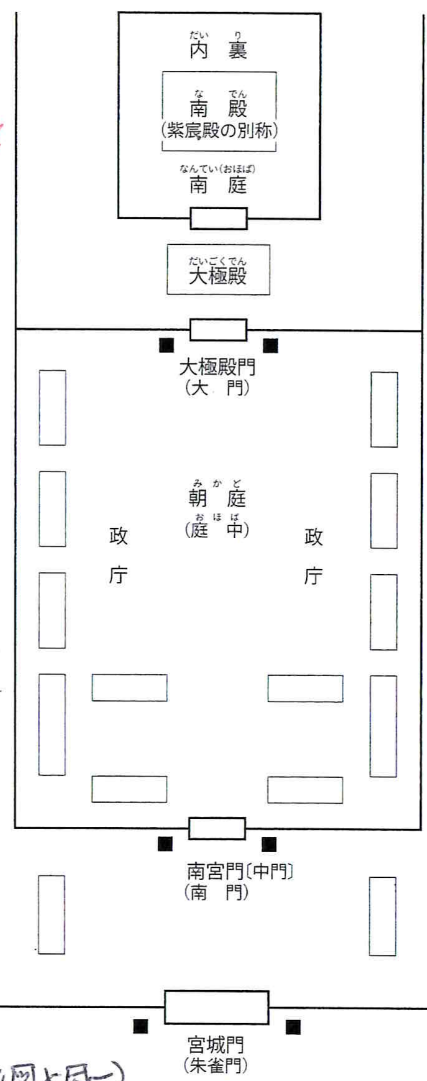
(第14図)

・『新・日本書紀』第一巻 100頁と同様、右頁にはみ出して大きく掲載下さい。

・上記の第14図をコピーして下さい。
(4エックの半間も省きたい)

追加して下さい! ※『隋』(581~619)の
はQGゴ4
時代に早くも
日本の都城には
【朝堂院】が存在
していたことを推測
させる。

see! ④ 4081^P - 2/2



(第14図と同一)

第14図 推古朝の小墾田宮想像図

- [注] ①推古紀16年8月条〈朝庭〉〈庭中〉〈大門〉。同18年10月条〈朝庭〉〈南門〉〈庭中〉〈廳〉(政庁)。同20年乙未年条〈南庭〉〔紫宸殿の前庭(広辞苑「南庭」)〕参照。
②「長安から平城へ」江上波夫編、平凡社、15~16頁(岸俊男氏執筆部分)参照。
③往古には、「南宮」の北方に「北宮」があったのだろう、と推察される。「南殿」「南庭」「南門」は、宮城内に「南宮」「北宮」の二宮があったことを示唆しているように思われる。
④朝堂院の南正門を、「中門」とも呼称するという。(『よみがえる平城京』坪井清足監修、日本放送出版協会、86頁参照)
*南北方向に並ぶ五つの正門のうち、真中に位置しているから「中門」とも呼ぶのであろう。

3,968^P - 2/2
新ヤ(1) - 100^P

新ヤ(1) - 100^P 推古朝の小墾田宮
小野小町 34^P
南殿 1681^P
南庭 1681^P
おほは 1390^P - 3/5

宮城図 ④ 1028^P
1,315^P
1,303^P - 1/2

④ 4003^P 新羅・任那の使者
④ 4309^P

横山浩一氏講演資料は:
我が国「宮城」の発中に有る。

当時の平城京
④ 4081^P - 2/2

④ 4003^P 1行

669^P

669

「宮城」関連の「長安の平城」新々(2) OK 362「ふん」横山、巻一先見
③3836-1/2「ヒニマデ」④3982
「宮城」関連の「長安の平城」新々(2) OK 362「ふん」横山、巻一先見

3,970^P

改行

紀下 190^P ~ 192^P
未35

常識的には信じ難い

とくろで、非常に興味深い見解がある。

「推古朝の朝廷の平面構成は、すでに朝堂院形式だったのではなからうか」という説が提示されている。

と横山浩一氏は言う。「奈良国立文化財研究所、埋蔵文化財センター長、昭和五十年九月十日、阪急文化セミナー講演。」日本史辞典

東京創元社、六六頁へ朝堂院。長安から平城へ江上波夫編、平凡社、一五二二頁(岸俊男氏執筆)参照

その説によれば、
①推古紀十六年(六〇八)八月十二日条の裴世清の来朝記事
②三年後の推古紀十八年(六一〇)十月九日条の新羅・任那の朝貢記事
の二つを重ね合わせると、推古朝の小墾田宮の概略の平面形状が現われる

(1)推古紀十六年八月十二日条には、こう記されている。

唐(実際は隋)の客を日朝庭に召して、使の旨を奏さしむ。時に阿倍鳥臣、物部依

というのである。

この両方の記事を抜粋してみよう。

コクヨ ケー20 20×20

紀下194
新文 4003

3,971^P - 1/3

3984

口立
全文

紀下192^P2行
新文 4003
紀下
井上 139
11.17
727/20

(所定の位置)

記され、
新羅・任那の客等、
朝廷に拝む。
是に、秦造河勝・土部連菟に命せて、新羅の
導者とす。間人連塩蓋・阿閉臣大龍を以て、
任那の導者とす。共に引き、南門より入
りて、
庭中に立てり。時に大伴昨連・蘇我
我豊浦蝦夷臣・坂本糠手臣・阿倍鳥子臣、共
に位より起ちて、
庭中に伏せり。是
に、
西の客等、各再拝みて、
使の旨を
奏す。乃ち四の大夫、起ち進みて大臣へ蘇我

(2) また、推古紀十八年十月九日条には、こう

とある。
つ。云々

阿倍臣、出で進みて、其の書を受け、
進み行
門の前の机の上に置き、奏す。事畢りて退
大伴嚙連、迎へ出でて書を承けて、
大
の國の信物を、
庭中に置く。
時に使主裴
世清、
親う書を捧ちて、
兩度再拝みて、
使の
旨を言上して立つ。
中略
時に

均等

10

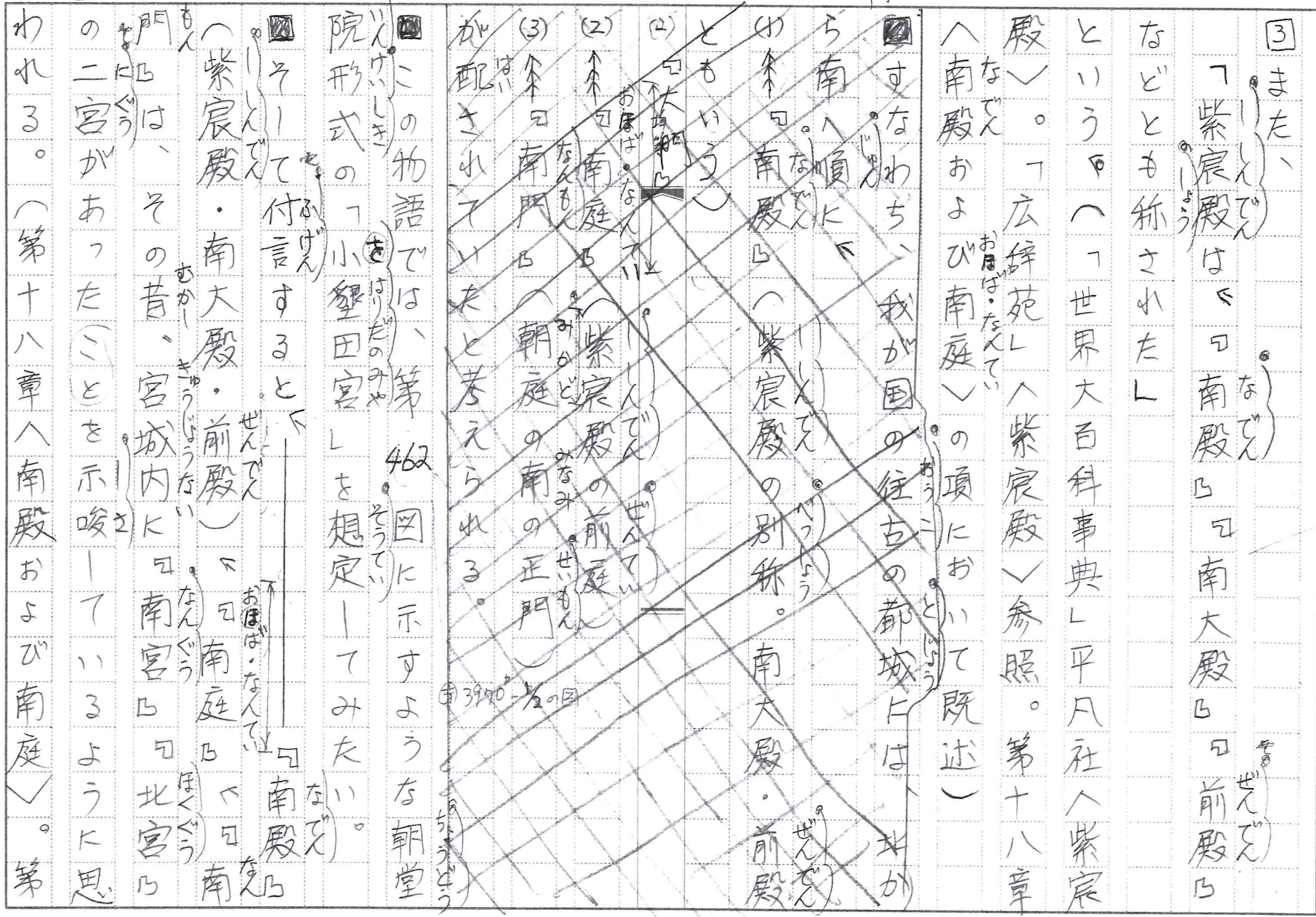
コクヨ ケー20 20×20

ここでは「平城京」の当時の描き図を載せたい。
 「小町」64
 北4回折古朝の小堀田宮北縁田
 3968' - 3/2
 3,971' - 3/3

両頁ではいた
 1370' - 3/5

1370' - 4/5

二十七章へ倭国の宮城・穴・巢の項参照



大カン
294' 無

四 前述の通り

曹魏の洛陽

九州中央部に

神功皇后の御世に「曹魏の洛陽城を模倣した」五重の垣を持つ壮大な都城が築かれたであろう

と推察される第十八章「洛陽の都」および第二十二章「新王城」

その都城内には、内裏、大極殿、朝

庭、宮城十二門、東西の市場等があつた

ところか。その後、都城の様式は、都が造り

替えらるるたび毎に微妙に僅かづつ変化して

いったと考えられる(第十八章、第二十二章において既述)

その変化は、とどまるところを知らなかつたようである。

都周辺の地勢、都城の大・小、倭人の気質

そして時代時代各時代に要求される政事の実情

そして倭人達の好み等によつてますます工夫・改変が

加えられてゆき、その積み重ねの結果として

ついに我国独自の形態をもつ朝

堂院が出現したのであろう。

つまり、朝堂院と呼ばれる独特の形式は、

①

675 小井491

3.972^P-²/₂

3.976^P-¹/₄ 4行
3.971^P-¹/₃ 2行
3.968^P-²/₂

3970^P-²/₂
3971^P-¹/₃ 2行
3972^P-²/₂

改行

決一て一朝一夕にてなつたものではなく
長い年月をかけ、我国で造り出されたものな
のだからと想到される。
中国大陸や朝鮮半島に、朝鮮半島に朝
堂院様式の類例が無いのは、いわば当然のこ
とである。
のであろう。(「朝日新聞」平成三年七月二十
九月付「都城制」日中共同研究へ) 同平
成六年七月二十三日付「再考」追われる都城制
他参照)
(*)
妙なる梁が流水漂うなか、裴世清らは、美
しい装いを凝らした日宮城門(朱雀門)
の内へと入り、さらにその奥、朝堂院の南正
門である日南門を通り抜けた。(以下第462
図参照)
そこには、儀式のための日朝庭(庭中)
があった。
ひろびろとした(広場)日朝庭の左右両側
には、日政庁の建物が整然と並んでゐた。

数百年もの

① 1580^p-³/₄ 45.4.13 (木)
② 3701^p 48.12.31 (木)
③ 3835

④ 1580^p-³/₄ 48.12.31 (木)
⑤ 3972^p 49.7.24
⑥ 3973^p

入校新設
⑦ 4309^p

出校 ⑧ 5333^p (善世)

虫厨子 ✓ 第二十二章 八新城築城 ✓ 第七十
という。 世界大百科事典 平凡社 八玉
ようである。 写真図版 659 八玉虫厨子 ✓
玉虫厨子は、飛鳥建築の特色をよく示し
ていて、あたかも当時の建築のひな型を見る
ようである。 写真図版 659 八玉虫厨子 ✓
海に、このような殿舎があるのだろうか。
裴世清は、その得も言えない華やかさに見と
れながら、うめくようにつぶやいた。
なお、先述のように、
玉虫厨子は、飛鳥建築の特色をよく示し
ていて、あたかも当時の建築のひな型を見る
ようである。 写真図版 659 八玉虫厨子 ✓
目を疑うばかりに

*

1 ひ 底 1008

3,974 P

同科第(19)-442 町田 301 194 142 1070 3836 P-2/2
かまち 450 1398 3701 P-1/2

3701 P
3835 P

3701 P

3835 P

章へ玉虫厨子✓。第七十三章へ小堀田宮へ遷る✓の項等参照)

玉虫厨子にをのみに見てみることにしよう

玉虫厨子は、宮殿部(倉龍部)と須弥座部

(仏像などを安置する所)とが上下に重ねら

れてあり、最上部の宮殿の軒と

上下両部の区切りをなす横框(中央部)と、

比較的大きな框座(下部)とが、横に大きく

張り出していて、安定感のある美しい姿を

125 04 (水平方向に突出した)

みせている。

宮殿部は、この当時(推古朝当時)の建築

様式を伝えていたのであろう。

宮殿部の屋根の形式やその他に、法隆寺

の金堂よりも古風を示している点が認められ

る。

という。(「世界大百科事典」平凡社、八玉

虫厨子✓。「法隆寺」町田甲一、時事通信社

三〇一頁参照)

あるいは、真正面から拝さることを意識

H30(2018)10.9(火)~10.10(4回) 令和2(2020)5.2(土)~5.5(4回)
 H31(2019)4.4(火)~4.5(4回) 令和3(2021)2.23(水)~2.28(4回)
 令和元(2019)9.15(日)~9.15(3回)
 3976 1/4 改正

上原和 93Pの写実
 河田301 玉虫の写実
 斗枝の反り 上原和 94Pの図
 所田301
 表す 表現 表示
 描写 引き写す 表現 1711 写1707
 前頁 似せる 模17 模倣 模写

と三〇二頁参照) (法隆寺) 町田甲一、時事通信社、三〇二

て造られる華嚴極まりない大極殿の有り様を、玉虫厨子の宮殿部は、かなり忠実に写し取っているのかも知れない。

玉虫厨子の屋根は、寄棟造りに切妻を重ぬたような鍔葺きで、大棟には鴟尾(明治年間の模造)をあげ、瓦は行基葺きとされ、間の軒下に見られる優雅な雲形の組物には、金堂の斗拱のような彫りこみはないか、それを軸部から放射状に出している点か、金堂や中門、五重塔の場合と異なっている。

重木丸で斗拱はとも、反りがついていて、軽快さが印象的である。金堂などでは、反りがなく、直線的(第10図参照)。

宮殿部(龕部)の内側には、鋸起した鋸鎌千仏の銅板が貼りめぐらされており、金堂日記や太子伝私記によると、中央に金銅小仏三尊が安置されていた。だが、現在当初の金銅仏は失なわれ、菩薩の立像に代わっている。

玉虫厨子
 3900-2/3
 莊嚴

伝南広1553P
 浮記名1440P
 紀下192P
 3976P-1/4
 45.4.14(水)④
 ④3949
 ④3976
 H13.11.17

鼓角階25P
 紀下192
 宇66(F)92P
 主112P
 儀仗
 元530P
 あひ 小林P
 相 683P
 陸 75P
 ④3972-2/12P
 妙なる楽かに

髻花・衣服・冠
 うす
 均等
 髪もの
 かうぶり

の音
 おと

すでに儀式は始まっていった。

儀仗隊の鼓角が高らかに鳴り渡り、
 国を

あげての歓迎の意が示された。

列立する皇子・諸王・諸臣たちは、
 金

の髪花を頭に着し、
 錦・紫・

繡・織
 および五色の綾羅を用いていた。

(柄を織り出さうするもの)

推古紀十六年(六〇八)八月十二日条に、

こう記されている。

「皇子・諸王・諸臣・悉に金の髻花を以て

頭に着せり。亦衣服に皆錦・紫・繡・織、及

び五色の綾羅を用ゐる。一に云はく、服の色

は、皆冠の色を用ゐるといふ」

な お こ こ に 「 ひと続きに書けばよいもの

を あえて注記の形式をとり、

「一に云はく、服の色は、皆冠の色を用ゐ

るといふ」

とあつて、元日だけの特例とされたのである。
ここで人々がみな金の髻花をさしたというの
は、元日と同じ盛儀の心持で、使人を飲待し
たことを示すものである。また衣服は「皆錦
紫・繡・織及び五色の綾羅を用ふ」とあつて、衣
服も最上級のものをを用いたようだが、分注
に「一に云ふ、服色みな冠色を用ふ」とある
のは、恐らくは本文の敷衍の意味であり、十
二階の冠の色が五色であつたことを示す。
紫・錦というのが順序だから徳の色は錦、大臣
の色は紫と考えたのと矛盾する材料になるが、
私はこの条は深い順位の考えもなく、高級
織物を列挙したに過ぎないと見る。その証は
後世ではいつも織・繡と順位づけられるもの
が、繡・織と逆に書かれてゐることで明らか
である。ただここでは五色のほかは、錦・紫・繡・織
であり、徳冠の色がその中のどれかに当るかは
別の根拠によつて証する必要があるというこ

五色の中という意味が

3976⁰-3/4 紀下180⁰ 109人 3,977^P-1/4 3976⁰-4/4 9行

改訂

位十二階制定の目的が、朝廷の儀容の整備、
 とくに外国に対して威容を示そうとする
 ことと明示する
 館、一二七（八頁参照）
 という。（「聖徳太子」坂本太郎、吉川弘文

*

十二階の冠の色は五色であつたろう

というのは理解にくく、

冠位が、「徳・仁・礼・信・義・智」の二

倍の十二階あつたというのだから、
 六色（あゝくは十二色）あつたろう、と単純

に想像さるからである

*

書降A